# 2024



まごころ少額短期保険株式会社

# 「まごころ」の名に恥じぬ「あんしん」の提供を目指して

令和 5 年度は、損害保険会社と代理店における不祥事が取りざたされ、それが保険会社と企業との繋がりといった構造的な問題にまで広がり、未だに根本的な解決への道筋が見えぬまま時間が過ぎ、令和 6 年度に至っています。

当社は今年で 16 年目を迎えますが、これまでに起こった保険業界の不祥事を 当社の経験から考えるに、我々保険事業者がお客様を置き去りにして収入保険 料を集めることのみに執着して進んできた結果ではなかろうかと思います。

というのも、保険を統計に基づいて正しく設計し、保険販売を正しく行えば、 保険料は低額になり、決して大儲けできるようなものにはならず、ましてや人 海戦術で販売できるような商材ではないように思えるからです。

そして、コロナ化を契機に始まったデジタル化の波は、我々の想像を超える速さで押し寄せ、これまでの常識を壊しつつあります。それに対し、大企業は潤沢な資産を背景に、この荒波を今までとは変わらぬ思想で乗り越えようとするのかもしれませんが、我々零細企業には、それはできません。

この変化の激しい時代において、当社がすべきことは、大企業にはできない細やかな気配り、圧倒的なスピード感をもった変化への対応、そして「誠実さ」をもって物事に当たることだと確信しています。

今まで以上に社会の変化を敏感に感じ取り、お客様が真に必要とする商品を お客様が望むカタチでお手元にお届けすることこそが我々の使命です。

我々は、独立系少額短期保険会社として、目先の利益に走ることなく、独自の商品開発、そして独自の販売手法をもって、お客様に寄り添いながら、これからも進んでまいります。

代表取締役

五十川 绐

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料(「業務及び財産の状況に関する説明書類」)です。

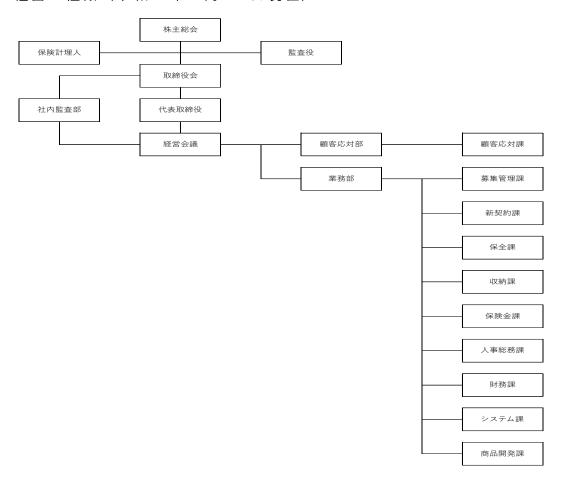
# 目 次

Ι	会社の概要および組織	
	1. 会社概要	4
	2. 経営の組織	4
	3. 株式・株主の状況	5
	4. 役員の状況	5
	5. 従業員の状況	5
Π	主要な業務に関する事項	
	1. 主要な業務の内容	6
	2.令和5年度における事業の概況	10
	3.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	11
	4.直近の2事業年度における業務の状況	11
	5. 責任準備金の残高の内訳	16
Ш	運営に関する事項	
	1. 勧誘方針について	17
	2. お客様満足度向上への取組みについて	17
	3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み	19
	4. リスク管理について	26
	5.法令遵守体制について	27
	6. 個人情報の取扱いについて	28
	7. 反社会的勢力等への対応について	29
	8. 情報開示について	30
	9. 指定紛争解決機関(ADR機関)について	30
V	財産の状況	
	1. 計算書類	31
	2.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	35
	3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益	35

- I 会社の概要および組織
- 1. 会社概要(令和6年3月31日現在)

社 名	まごころ少額短期保険株式会社
設 立 日	平成 20 年 3 月 6 日
開業日	平成 20 年 12 月 15 日
資 本 金	100,000 千円
本社所在地	神奈川県横浜市戸塚区川上 87-1
登録番号	関東財務局長(少額短期保険)第39号
URL	https://www.magocoro-ins.com

# 2. 経営の組織(令和6年3月31日現在)



# (店舗所在地)

本店: 神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1 (本店以外の店舗はありません。)

お客様相談窓口: TEL 0570 (550) 514

受付時間:10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

# 3. 株式・株主の状況(令和6年3月31日現在)

# (1)株式数·株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	令和 5 年度末株主数
80,000 株	8,390 株	6 名

# (2)主要な株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社ジェイエイチディ	3,940 株	47.0%
花戸 信行	1,550 株	18.4%
五十川 純	1,400 株	16.6%
崎村 忠正	500 株	6.0%
横田 正幸	500 株	6.0%
深見 安廣	500 株	6.0%

# 4. 役員の状況(令和6年3月31日現在)

役 職	氏	名
代表取締役	五十川 純	(いそがわ じゅん)
取締役	小西 一彰	(こにし かずあき)
取締役	井殿 彰夫	(いでん あきお)
監 査 役	佐田 哲司	(さた てつじ)

# 5. 従業員の状況(令和6年3月31日現在)

従業員数	平均年齡	平均勤続年数
6 名	40.0 歳	4 年

# Ⅱ 主要な業務に関する事項

# 1. 主要な業務の内容

当社は、少額短期保険の引受けを行う事業者であり、主要商品の内容は以下のとおりです。

# (1)医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分(1 入院)を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額(600 万円)をお支払します。
POINT4	医師の診断は不要で簡単申し込み

# 【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで1泊2日以上入院されたとき	5,000 円~2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上 の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5万円~80万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたと	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

# (2) 医療保険

POINT1	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分(1 入院)を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT2	医師の診断は不要で簡単申し込み

# 【保障内容】

入院保険金	日額	病気やケガで1泊2日以上入院されたとき	5,000 円~2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上 の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられ たとき	5万円~80万円

# (3) 定期保険

POINT 1	お手頃な保険料で死亡保障を準備 葬儀費用の全国平均は約 195 万円(平成 29 年度)。例えば 40 歳男性の 場合、月額 1,406 円というお手頃な保険料でその準備が可能です。
POINT2	介護も保障。重度障害(1級及び2級)も保障 疾病またはケガにより一定の身体障害(障害1級、障害2級、要介護5、 要介護4)となった場合、退院後のリハビリ費用や自宅のバリアフリー 化に伴う改装費などの支出が生じます。また、社会復帰までの生活費も 必要です。そのような状態になられたときの経済的サポート。
POINT3	医師の診断は不要で簡単申し込み

# 【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円

# (4) 新医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 10,000 円×30 日分(1 入院)を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額(600 万円)をお支払します。
POINT4	医師の診断は不要で簡単申し込み

# 【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで1泊2日以上入院されたと き	5,000円、1万円
ガン入院保険金	保障	ガンで入院されたとき	30 万円
手術保険金	— <u> </u>	医科診療点数表で 16,667 点以上の手術を受けられたとき	10 万円
先進医療保険金	— 🗆	厚生労働省の定める先進医療を受けられ たとき	5万円~80万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

# (5) 傷害保険

POINT 1	傷害死亡、傷害入院、傷害通院、山岳遭難、日常生活賠償の定期保険
POINT2	発生した不慮の事故を直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡 した場合に補償します。
POINT3	ケガの治療を目的とする入院、通院、手術による治療を補償します。
POINT4	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときに補償します。
POINT5	被保険者がケガの際に携行品を壊したときの修理費用の一部を補償します。
POINT6	山で遭難したと警察に認定され、実施された救助などの費用を補償します。
POINT7	被保険者が山で遭難したときに家族が駆け付けた費用の一部を補償します。
POINT8	被保険者がケガをした状態で、家族が自宅に移す費用の一部を補償します。

# 【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

傷害死亡保険金	補償	責任開始日以後に傷害にて死亡された とき	0~200 万円
傷害入院保険金	日額	ケガで1泊2日以上入院されたとき	1000~10000円
傷害通院保険金	日額	ケガで通院されたとき	1000~8000円
傷害手術保険金	一回	ケガで手術されたとき	50,000円
身の回り品損害 費用保険金	一回	ケガ等の際に携行品が壊れて修理する とき	最大 10 万円 (免責 1 千円)
山岳遭難・捜索 救助費用保険金	一回	山で遭難して救助を受けられたとき	最大 300 万円, (免責 3 万円)
被保険者親族駆 け付け費用保険 金	一回	被保険者が遭難して駆け付けたとき	最大 50 万円 (免責 5 千円)
搜索輸送移送等 費用保険金	一回	被保険者が遭難後に大ケガ又は死亡し て親族が被保険者を移送するとき	最大 300 万円 (免責 3 万円)
賠償責任保険金	一回	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の 物を壊したりしたとき	最大 1,000 万円, (免責 3 万円)

#### (6) 親子のための就学トラブル相談保険

POINT 1	カウンセラー相談、弁護士相談および委任、転校に要した費用の一部を
	補償します。
POINT2	子供が関わる学校等の集団生活において、親子が遭遇した種々のトラブル
	に対処するために支出した親子の処理費用の一部を補償します。
POINT3	対人トラブルの解決方法の一つとして、フリースクールまたは転校とい
	った費用の一部を補償します。

#### 【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

対人トラブル相 談費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」と なった場合に相談したとき	最大 5 万円
弁護士委任前	—	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自	最大 10 万円
相談費用保険金	—	殺を含む)」となった場合に相談したとき	(免責 10%)
弁護士委任費用	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自	最大 200 万円
保険金		殺を含む)」となった場合に委任したとき	(免責 10%)
転校費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」と なった場合に転校したとき	定額 10 万円

その他、医療保険に精神行動障害による所得補償保険をプラスして、うつ病、認知症、統合失調症まで手厚くサポートする「総合医療保険」がございます。

#### 2. 令和5年度における事業の概況

当社は医療生命系の少額短期保険事業者として創業し、その後医療生命、傷害保険、そして親子の就学トラブル相談保険を販売して参りました。

令和 5 年度は、令和 4 年度に主力代理店が廃業したこともあり、新たに旅行代理業を主業とする代理店を新たな主力代理店に据え、また当社として登山関連または親子のための就学トラブル相談保険関連の広告を展開するといった様々な営業施策を試みましたが、保険料収入で前期までの水準を下回る結果となりました。

令和 6 年度の課題としては、新たな主力代理店の育成及び開拓、既存商品の販路の拡大、今まで以上に顧客に寄り添った業務運営及び体制整備に力を注いで参ります

3. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経 常 収 益	385,311	384,211	324,584
経常利益または経常損失	2,070	18,118	33,842
当期純利益または当期純損失	1,077	22,341	28,208
資本金の額	100,000	100,000	100,000
(発行済株式の総数)	(8,390 株)	(8,390 株)	(8,390 株)
純資産額	21,460	43,800	72,008
保険業法上の純資産額	28,590	51,692	80,117
総資産額	127,804	156,155	153,451
責任準備金残高	28,085	47,743	24,456
有価証券残高	_	_	_
ソルベンシー・マージン比率	908.6%	1,422.9%	2,775.8%
配 当 性 向	_		_
従 業 員 数	8 人	8 人	6 人
正味収入保険料の額	98,903	98,127	80,753

<sup>※</sup>保険業法上の純資産額は、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、 貸借対照表の純資産額に異常危険準備金を加えて算出しております。

## 4. 直近の2事業年度における業務の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
死亡保険	26,461	24,884
医療保険	9,057	8,671
損害保険	62,629	47,198
合 計	98,127	80,753

<sup>※</sup>正味収入保険料は、「(保険料一解約返戻金ーその他返戻金)ー(再保険料一再保険返 戻金ーその他再保険収入)」により算出しました。

## ②元受正味保険料

(単位:千円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	39,963	37,905
医療保険	13,901	13,110
損害保険	210,483	157,327
合 計	267,606	208,342

<sup>※</sup>元受正味保険料は、「保険料・解約返戻金・その他返戻金」により算出しました。

# ③支払再保険料

(単位:千円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	13,502	13,021
医療保険	4,844	4,439
損害保険	150,156	110,507
合 計	168,502	127,967

<sup>※</sup>支払再保険料は、「再保険料-再保険返戻金 - その他再保険収入」により算出しました。

# ④保険引受利益

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	3,815	△363
医療保険	980	△1,111
損害保険	35,056	16,220
合 計	39,851	14,640

<sup>※</sup>保険引受利益は、「保険引受収益・保険引受費用・(保険引受に係る)営業費及び一般管理費」により算出しております。

## ⑤正味支払保険金

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	4,326	3,102
医療保険	1,303	2,175
損害保険	2,225	3,441
合 計	7,854	8,719

<sup>※</sup>正味支払保険金は、「保険金+給付金-回収再保険金」により算出しております。

⑥支払保険金

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	12,823	9,689
医療保険	4,026	6,956
損害保険	7,417	11,471
合 計	24,266	28,117

⑦回収再保険金

_	***		-	_	_	`
	単化	١,	_	$\overline{}$	円	,

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	8,497	6,587
医療保険	2,723	4,781
損害保険	5,191	8,030
合 計	16,411	19,398

- (2) 保険契約に関する指標等
- ①契約者配当金の額 該当事項はありません。

## ②正味損害率、正味事業費率および正味合算率

(単位:%)

令和4年度						令和 5 年度		
		.))	正味損害率 正味事業費率		正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
Ī	合	計	8.0	57.2	65.2	10.8	77.4	88.2

- ※1 正味損害率は、「正味支払保険金/正味収入保険料×100」により算出しました。
- ※2 正味事業費率は、「正味事業費/正味収入保険料×100」により算出しております。
- ※3 正味事業費は、「事業費-再保険手数料」により算出しております。
- ※4 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額+保険業法第 113 条 繰延資産償却費」により算出しております。
- ※5 正味合算率は、「正味損害率+正味事業費率」により算出しております。

## ③元受損害率、元受事業費率および元受合算率

(単位:%)

	区		令和 4 年度			令和5年度	H-2/
分		元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
合	計	9.2	56.9	66.1	13.5	64.2	77.7

※1 元受損害率は、「(保険金+給付金)/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」 により算出しました。

- ※2 元受事業費率は、「事業費/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」により 算出しました。
- ※3 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額+保険業法第 113 条 繰延資産償却費」により算出しました。。
- ※4 元受合算率は、「元受損害率十元受事業費率」により算出しました。

# ④出再した再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	令和 4 年度	令和5年度
出再した保険会社の数	3 社	2 社
A 社 出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料割合	10.9%	13.6%
B社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	89.1%	86.4%
C社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	-	-

# ⑤出再保険料の格付ごとの割合(単位:%)

格付区分	出再保険料における割合		
俗的区分	令和 4 年度	令和 5 年度	
A 以上	100	100	
BBB 以上	_		
その他	_	_	
合 計	100	100	

※格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)の格付けを使用しております。

⑥未だ収受していない再保険金の額 該当事項はありません。

## (3) 経理に関する指標等

①支払備金 (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	1,614	880
医療保険	318	169
損害保険	1,487	1,327
合 計	3,419	2,367

②責任準備金

(単位:千円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
死 亡 保 険	4,909	1,112
医療保険	1.405	445
損害保険	41,430	22,899
合 計	47,743	24,456

③利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高 該当事項はありません。

# ④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
奴党提生の増加額	令和 4 年度	令和 5 年度		
経常損失の増加額 	795 千円	265 千円		

## (4) 資産運用に関する指標等

# ①資産運用の概況

∇ Δ	令和 4 年度		令和 5 年度	
区分	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
現 預 金	109,129	69.9	105,551	68.8
金銭信託	_	_	_	_
有価証券	_	_	_	_
運用資産計	109,111	69.9	105,533	68.8
総資産	156,155	100.0	153,451	100.0

# ②利息配当収入の額および運用利回り

- Γ. Λ.	令和 4	4年度	令和 5	5 年度
区分	金額(千円)	利回り (%)	金額(千円)	利回り(%)
現預金	1	0.0	1	0.0
金銭信託	_	_		_
有価証券	_	_		_
小 計	1	0.0	1	0.0
その他				_
合 計	1	0.0	1	0.0

- ③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比 該当事項はありません。
- ④保有有価証券の種類別の利回り 該当事項はありません。
- ⑤保有有価証券の種類別の残存期間別残高 該当事項はありません。
- 5. 責任準備金の残高の内訳(単位:千円)

	令和 4 年度				令和 5 年度			
	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合 計	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合 計
普通責任準備金	3,815	980	35,056	39,851	67	59	16,221	16,347
異常危険準備金	1,094	425	6,374	7,892	1,045	386	6,678	8,109
契約者配当準備金	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	4,909	1,405	41,430	47,743	1,112	445	22,899	24,456

# Ⅲ 運営に関する事項

1. 勧誘方針について

当社は、以下の勧誘方針に基づき販売活動を行っております。

#### 【勧誘方針】

- 1. 当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令を遵守し、適正な商品販売に努めます。
- 2. お客様の保険商品に関する知識、理解、そして加入目的などに応じて、お客様と齟齬をきたすことのないよう、分かりやすい表現を使用した説明に 努めます。
- 3. 保険商品の販売・勧誘活動については、お客様のご迷惑になるような時間帯を避け、その場所・方法についても十分に配慮し、適切に行います。
- 4. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払は、迅速かつ的確に処理手続きをするよう努めます。
- 5. お客様のお問合せについては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ ご要望につきましても真摯に対応し、今後の商品開発・販売方法等の改善に 活かします。

#### お客様相談窓口

TEL (0570) 550-514 FAX (045) 392-5312

受付時間 10:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除きます。)

- 2. お客様満足度向上への取組みについて
- (1) お客様対応

保険業が担っている相互扶助の理念を企業活動の根本に据えております。 よりお客様にご満足いただくために当社の全社員が「お客様の声」を真摯にう

(2)「お客様の声」の受付から業務品質の改善まで

けとめ、お客様の期待に応える対応を心がけます。

お寄せいただいた「お客様の声」は、業務統括部に集約され、一元管理のもと での詳細な原因分析により経営課題を抽出し、対応策などを検討して業務品 質の改善につなげます。

(3) ご契約者様に対する情報提供の実態および商品に対する情報とデメリット情報 提供の方法

(商品を正しくご理解いただくための取組み)

当社では、お客様に商品に関する詳細な情報を提供し、お客様に商品内容を正しくご理解いただき、ご納得のうえご契約いただけるよう、次の取組みを行っております。

#### ①契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくため、必要な情報(商品の仕組、 保障内容等)を記載した「重要事項」を保険募集を行う際にお渡ししており ます。

## ②注意喚起情報

ご契約に際して、お客様に特にご注意いただきたい重要な条項を記載した 「注意喚起情報」を保険募集を行う際にお渡ししております。

#### ③約款

保険のお申込みの際には、ご契約に関する詳細な内容を記載した「約款」を お渡ししております。

#### ④パンフレット

各種商品の仕組みや特徴をわかりやすく記載し、保険募集を行う際にお渡し しております。

(4) お客様に告知の重要性をご理解いただくための取組み

お客様の告知された内容が事実と異なる場合、ご契約が解除になったり、保険金や給付金をお受取りになることができない場合がございます。さらに、ご健康状態により新たな保険契約にご加入できない場合は、一切の保障を失うことにつながりかねません。

当社では、お客様に安心を提供するため、正しい告知の重要性を充分にご理解 いただくことが重要であると考え、次のような取組みを行っております。

- ①お客様に告知の重要性および告知制度について正しくご理解いただくため、 お客様説明用チラシを用意しております。
- ②お客様がご契約時に告知いただいた内容を、事後的にご確認いただくことができるよう、告知書を複写化しております。

#### (5) ご契約をご確認いただくための取組み

実際にご契約された内容が、お客様のお申込み内容どおりのものとなっているかをご確認いただくため、次のような取組みを行っております。

#### ① 承諾書の送付

お申込み完了後、お客様に承諾書を送付しております。なお、即時に契約が成立 する場合は、承諾書の代わりに保険証券をお送りします。

## ②保険証券の送付

ご契約成立後、お客様に保険証券を送付しております。なお、保険契約に証券不発行特約を付保しているお客様につきましては、ご契約成立の翌日にはマイページを見られるようにしています。

#### (6) ご契約内容に関するお手続きについて

お客様相談窓口では、全国のご契約者様から、お電話による各種お手続きやご 相談を承っております。

# (7)保険金のお支払いについて

当社は、保険金のご請求やご相談の窓口として、専門部署である「事故センター」を設置しております。同センターでは、専門のスタッフがご契約者様に保険金のご請求等についてわかりやすくご案内するよう努めております。また、複数のスタッフによる査定や再保険会社による確認を通して、保険金の支払漏れや支払誤りを防止しております。

#### 3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み

#### (1)基本方針

当社は、お客様の利益を最優先に考え、そのご意向を的確に把握したうえで、これに合致した保険商品と付帯サービスを提供することをその使命としております。 この使命を実現する方法として、お客様にわかりやすく透明性の高い情報を開示することにより、お客様にとって最良の保険商品と付帯サービスを提供致します。具体的な取組みについては、以下ご説明致します。

#### (2) 具体的取組み

①お客様にとって最善の利益となる保険商品と付帯サービスの開発と販売にあたっては、お客様の経済状況、ニーズ、ご意向などを十分把握したうえで、それに合致した保険商品と付帯サービスを提供致します。その際お客様のご意向に反したり誤解を招いたりすることのないよう、説明を徹底しお客様に最も相応しい保険商品と付帯サービスを提供できるよう努めて参ります。(顧客本位の業務運営 原則 2 原則 5 原則 6)

また、既に販売中の保険商品・付帯サービスについても、その算定の基礎となった料率を最新の統計データ及び事業費に基づいて見直すことにより、お客様にとって最良な商品を提供致します。

#### 令和5年度の取組

#### ア 苦情の公表

KPIの設定: 当期が前期より件数が下回るように努めます。

結果 前期を下回りました。

令和 5 年度 13 件(うち代理店受付: 0 件)

令和 4 年度 33 件(うち代理店受付:11 件)

令和3年度48件(うち代理店受付:20件)

※令和3年度は34件と報告していましたが、代理店からの報告漏れがあり修正致しました。

#### 当期苦情の内訳

苦情件数 13件(うち代理店受付: 0件)

- 2件 保険金の支払いが遅い。
- 2件 解約した契約を元に戻してもらいたい。
- 1件 被保険者死亡による解約書類が多すぎる。
- 1件 1か月で補償が終わる期日払に契約したのに毎月保険料が 決済されている。
- 1件 解約手続きをしたのに保険料が決済されている。
- 1件 保険業法の医療関連の上限80万円の記載が分りづらい。
- 1件 身の回り品の保険価額の上限30万円は少なすぎる。
- 1件 出産一時金 10 万円を目的にて保険契約したのに入院日額に 入院日数を乗じて計算するなんて聞いていない。
- 1件 書類の背面の印字の色が濃すぎる。
- 1件 登山靴が対象にならないの問題である。
- 1件 少短協会に掲載してある当社の電話番号が間違っている。

イ お客様の問い合わせ統計の分析を開始しました。

(単位:件)

	保険料	商品 問合	事務 手続	事務 報告	苦情	その他	問合 県須
R5 年 04 月	33	75	64	59	0	8	239
R5 年 05 月	46	119	87	67	3	5	327
R5 年 06 月	36	86	78	66	5	5	276
R5 年 07 月	43	172	89	66	0	22	392
R5 年 08 月	38	219	101	92	1	52	503
R5 年 09 月	32	218	67	80	0	51	448
R5 年 10 月	20	151	85	78	0	61	395
R5 年 11 月	19	82	55	59	1	40	256
R5 年 12 月	7	74	41	52	0	17	191
R6 年 01 月	18	114	74	49	3	5	263
R6 年 02 月	25	119	72	68	0	8	292
R6 年 03 月	19	89	63	56	0	5	232
総計	336	1518	876	792	13	279	3814

ウ 当期から被保険者から当社に書類が届いてから保険金を支払うまでの日数を公表します。

KPIの設定: 当期が前期より期間が短くなるように努めます。

結果 前期より短くなりました。令和 5 年度の下期から資料等を整理し、支払処理日を大幅に改善することに努め、大幅に早くなりました。

令和 5 年度 保険金支払件数 319 件 平均支払日数 約 12 日 令和 4 年度 保険金支払件数 521 件 平均支払日数 約 19 日 令和 3 年度 保険金支払件数 437 件 平均支払日数 約 20 日

#### ②重要情報をわかりやすく提供

お客様が当社の保険商品と付帯サービスをお選びいただく際に必要となる 情報をわかりやすく提供致します。

ア.手数料の明確化(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 4)

代理店に支払う募集手数料を提供する保険商品と付帯サービスの内容に 見合った合理的水準にとどめるよう、積極的に見直しを行うとともに、 当社のホームページで年度ごとに手数料に関する重要情報(手数料総額・

一件当たり手数料、年間保険料収入に占める手数料の割合など)を開示 します。

令和 5 年度 代理店手数料 418 千円 収入保険料の占有割合 0.2% 令和 4 年度 代理店手数料 20,225 千円 収入保険料の占有割合 7.5% 一件当たり手数料 損保系商品 最大 25% 生保系商品 最大 20%

イ.保険金支払の明確化(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2) 当社の保険金支払は常に公正・公平な判断で行っており、その保険金の 支払実績は当社ディスクロージャー資料で公表します。

令和 5 年度 保険金 8,502 千円 給付金 19,614 千円 令和 4 年度 保険金 8,000 千円 給付金 16,266 千円

ウ.保険契約の解除情報の明確化(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2) 当社ディスクロージャー資料で解除内容と解除理由を公表することによ り、お客様にもご理解いただけるよう配慮します。

令和5年度 解除件数 0件(解除案件はありませんでした。)

令和 4 年度 解除件数 2 件

エ.継続的情報提供(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 5)

少額短期保険には毎年契約が更新されるという特性がありますが、その際当社が発行する「保険契約の更新にあたって」という書面を通じて、ご契約を更新される際にも十分な情報提供を行います。これにより、新規に契約した後も継続的に重要情報が得られます。

#### 令和5年度の実績

- ・更新案内の 4 行目に『尚、本保険契約の更新をご希望されない契約者様は、保険契約更新日の 2 週間前までに、マイページにて「更新辞退」の手続きをお願いいたします。」の文言を追記しました。
- ・更新案内に記載していた『ログイン ID』等の情報を更新完了通知書にも 追記しました。

#### オ.商品毎の損害率の公表

親子のための就学トラブル相談保険の販売に関して商品毎の損害率を当 社ディスクロージャーで公表します。

令和5年度の実績

医療定期保険金付定期保険 19.1%

医療保険 0.0%

定期保険	0.0%	
総合医療保険	0.0%	
傷害保険	7.3%	
新医療定期保険金付定期保険	34.0%	
親子のために就学トラブル相談費用保険金	0.0%	

## ③お客様本位の募集体制の推進

ア. お客様のご年齢、ご家族及び財産の状況を総合的に踏まえ、保険商品と 付帯サービスの最適な提案を行います。

令和5年度の取組

当期もお客様の疑問に対してQ&Aの追記等を行いました。

イ.当社の保険商品と付帯サービスの内容と仕組みについて丁寧かつ平易に説明し、それがニーズやご意向に対応しているかどうか最終的にお客様ご自身に確認致します。その際お客様のご参考になるよう、過去において当社の募集時に発生したお客様にとってのリスクやデメリットについても適切に説明致します。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則5)

#### 令和5年度の実績

当期もお客様に誤解を生じさせないように重要事項説明書等の内容を見直しました。

ウ.募集代理店への募集委託に当たっては、委託開始前に適切な体制が整っているかどうかを確認し、委託開始後は当社が教育・指導・監査を的確に行います。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 6)

#### 令和5年度の実績

乗合募集代理店を 2023 年 5 月 12 日に 1 店登録しました。2023 年 3 月 1 日に委託開始前に適切な体制が整っているかを確認し、2023 年 4 月 12 日に登録前研修を実施したのちに委託を行いました。その後、2023 年 7 月 11 日に登録後研修を実施いたしました。

エ.当社による通信販売・インターネット販売による募集に当たっては、保 険料を低料化するとともに、商品内容とリスクをわかりやすく説明し、 常時サービスの改善に努めます。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2)

#### 令和5年度の実績

ア. 登山保険契約の保険解約時又は不更新時に、お客様にアンケート調査を行いながら改善を実施しました。

ァ	ンケー	ト総数	337 件

1	.他社の保険に加入したので解約した。	102 件
2	.登山を辞めたので解約した。	69 件
3	.登山シーズンが終わったので解約した。	63 件
4	.当社の他の保険に加入するので解約した。	30 件
5	.保険料が払えなくなったので解約した。	23 件
6	.保険業界に不安があるので解約した。	19 件
7	.当社に不安があるので解約した。	12 件
8	.払方を変更したいので解約した。	9 件
9	.体調不良で山に登らなくなったので解約した。	8 件
10	.被保険者が死亡したので解約した。	8 件

## 改善内容

- 1. 前回のアンケートは 22585 件ありましたが、期日払の商品を増 やした結果、当社の新規の保険申込の 98%が期日払となり、 アンケート総数は 337 件と大幅に減少しました。
- 2. 保険業界に不安がある、当社に不安があるという意見が見られたのでプレスリリースを行うようにしました。

#### 【2023年度のプレスリリース】

- 1) 2023 年 4 月 19 日 不登校・いじめなどの子供の対人トラブルに対応する「親子の ための就学トラブル相談保険」の販売開始
- 2) 2023 年 4 月 23 日 登山保険の『ワンタイムやまの保険』が「コンビニ決済」と 「グループ申込」ができるようになりました!
- 3) 2023 年 7 月 12 日 登山保険の『ワンタイムやまの保険』が「期日終了後のお帰り メール登録(遭難アラートサービス)」を開始しました!
- 4) 2023 年 8 月 1 日 『ワンタイムやまの保険』の「保険申込の電話サポート」(試験 的) に関するおしらせ

#### ④社内体制の整備

上記の「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を実践することは、お客様の利益になるとともに当社の企業価値を高めるものと考えます。

その具体的取組みを徹底するため、当社内に設置している「経営会議」(全社員のほか、取締役、弁護士、保険計理人、顧問が参加)において実施方針を討議・決定し、常時その見直しを行っています。実績は次頁に記載。

#### 令和5年度の実績

4月24日開催・登山保険関連

コンビニ払の新設/グループ申込の新設/電話申込の検討/登山ガイド、宿泊施設、救助施設のパンフレットの設置/Youtube 広告/プレスリリースの実施

・不登校保険関連 販売時期の設定/Youtube 広告/プレスリリースの 実施/代理店経由販売時期

・医療保険関連 WEB 上で LP の新設/Youtube 広告/プレスリリース の実施/代理店経由の販売

・コンプライアンス 内部監査/顧客本位の業務運営/スケジュール

6月26日開催・強化する取組 社内検査/業務の理解/責任の所在の明確化

> ・改善策 業務の整理/組織の改編/職務分掌の改訂/チェッ クリストの確認/内部監査

7月24日開催・体制整備

・顧客本位の業務運営
HP リニューアル/Instagram の開始/プレスリリースアンケートの実施/メルマガ/商品周囲の改訂/苦情代理店研修スケジュール/内部監査

9 月 25 日開催・体制変更 スケジュール

・顧客本位の業務運営
HP リニューアル/Instagram の開始/プレスリリースアンケートの実施/メルマガ/商品広告/苦情/内部監査

10月23日開催・体制変更

・顧客本位の業務運営
HP リニューアル/Instagram の開始/プレスリリースアンケートの実施/メルマガ/商品広告/苦情/内部監査

1月22日開催・内部監査・苦情

3月25日開催・体制強化とルール確認・苦情

#### 4. リスク管理について

(1) リスク管理体制について

少額短期保険業を取り巻くリスクは複雑多岐なものになっています。こうした中、当社ではリスクの所在を充分に理解したうえで、そのリスクをコントロールしてくことが経営の重要課題の一つであるとの認識のもと、リスク管理の強化に努めております。

# (2) 想定しているリスク

管理すべきリスクとして 10 のリスクを定め、それぞれにリスク管理を行っております。

①保険引受けリスク

商品開発または改定に際して、適切な料率または責任準備金を設定しなかったことにより、収益性に悪影響が生じるリスク

②資産運用リスク

保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスク

③資金繰りリスク

支払保険金の増加等により流出する資金の増加が急激に生じ、資金ポジションが悪化して当社がデフォルトするリスク

④実質資産負債差額リスク

法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスク

⑤事務リスク

当社の役員、社員または保険募集人が「正確な事務を怠る」あるいは「事故・ 不正等を起こすこと」により、当社が損失を被るリスク

⑥システムリスク

情報システムの停止または誤作動、不正利用等により、当社が損失を被るリスク

⑦法務リスク

法令等違反リスク、法律紛争リスク、法令判断懈怠リスク

⑧情報漏洩リスク

当社の役員、社員または保険募集人による情報の管理体制に不備があり、または不正利用等により、当社が損失を被るリスク

⑨レピュテーションリスク

当社に否定的な評価・評判が日本国内外に流布され、当社が損失を被るリスク

#### ⑩災害等リスク

災害・事故・犯罪に起因して、当社の役員または社員等当社業務に密接な関連を有する者の生命・身体が害され、または当社の施設が被害を被ることによって当社が損害を被るリスク

#### (3) 再保険について

#### ①再保険とは

当社は保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために保険金支払責任の 一部を再保険会社に転嫁して、リスクの平準化、分散化を行っております。 これを「再保険」といい、再保険に出すことを「出再」といいます。

#### ②出再方針

事業収支の長期安定化をはかるため、当社が保有するリスクの限度額(保有限度額)により出再方針を定め、出再しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関(S&P)による格付 A 以上、更に日本国において、生命保険会社、損害保険会社、そして、少額短期保険会社において契約を締結した実績がある再保険会社を選んでおり、令和 5 年度においては『RGAリインシュアランスカンパニー日本支店』、及び『Scor RE』と契約を締結し、その

2社に出再しております。

#### 5. 法令遵守体制について

(1) コンプライアンス方針

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を旨と し、コンプライアンスを経営の基本に位置づけております。

#### (2) コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの徹底には、日常業務に根ざした取組みが極めて重要です。 そのため、当社の各課がそれぞれの担当分野において法令等の遵守を徹底し ていくこととしております。

## (3) 具体的な取組み

コンプライアンス推進の主な具体的な取組みは以下のとおりです。

- ①諸規則、各種事務マニュアルの見直し
- ②コンプライアンス研修の実施
- ③コンプライアンスに関する点検・モニタリングの企画や立案

(4)「消費者契約法・金融商品販売法・金融サービスの提供に関する法律」の 取組み

当社では、お客様が保険商品やご契約の内容を正しくご理解のうえ、ご契約いただけるよう「消費者契約法」「金融商品販売法」および「金融商品取引法」を遵守しております。

# 6. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報を適切に扱うことが重要な責務であると認識し、 個人情報の保護にかかる方針を次のように定め、当社、当社募集人、業務委 託先及び提携先が個人情報の保護に関する法律などの法令を遵守する体制を 整備してまいります。

#### 【個人情報保護宣言】

- 1. 個人情報の保護に関する方針
  - (1)個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

(2) 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日、 性別、健康状態、職業等をお聞きします。また、保険契約の締結においては、健康診 断などの必要な情報をお聞きする場合があります。

(3) 個人情報の取得方法

当社募集人、WEB、紙による申込書等、電話、そして、事実確認会社を通じて、お客様に関する情報を取得します。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律に則っています。

(4)個人情報利用の目的

当社は、お客様に関する情報を必要に応じて、以下の目的で利用しますが、原則それ 以外の目的での利用はいたしません。

- ①保険契約の引受査定、引受、保険契約の保全及び収納、
- ②保険金請求に関する査定及び調査(提携会社への照会等を含む)
- ③保険金の支払判断及び手続
- ④各種付帯サービスの案内または提供
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑥その他保険に関連・付随する業務
- (5)個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は以下の場合に限り、必要最低限の範囲で外部に提供することがあります。

- ①あらかじめお客様にご同意をいただいている場合
- ②法令に基づく場合
- ③代理店に保険募集を委託する場合
- ④調査会社からお客様の個人情報が必要とされた場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ⑥公共の利益のために必要とされる場合
- (6) 個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、当社は請求者がご本人である旨を確認した上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその情報の開示・訂正等・利用停止等の対応を行

います。なお、情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、下記の個人情報の取扱等 に関する窓口までお問合ください。

#### (7)情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対し必要な対策を講じるよう努めます。さらに役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、取締役、弁護士、保険計理人、顧問および社員が参加する「経営会議」を開催し、全社的な取り組みを行います。

#### 2. 特定個人情報の保護に関する方針

当社は、お客様に対して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(マイナンバー法)に基づき「保険取引に関する支払調書の作成」に利用するために個人番号のご提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、ご提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損の危険に対して必要な対策を講じます。

3. 個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

#### ●個人情報の取扱い等に関する窓口

TEL: 045 (392) 5303

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

#### 7. 反社会的勢力等への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年(平成 19年)6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス・マニュアル」ならびに反社会的勢力への対応に関する規定に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

#### 【反社会的勢力に対する基本方針】

当社は、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を一切持たないこと、また反社会的勢力に接した場合は速やかかつ毅然とした態度で組織的に対応することを目的として、次の「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対し、法令及び当基本方針を遵守し、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対する従業員の安全を最優先に確保します。

- 2. 裏取引や資金提供の禁止
  - 当社は、反社会的勢力に対して、裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供も絶対に行いません。
- 3. 外部専門機関との連携

当社は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と 緊密な連携関係を構築し、組織的かつ適正に対応します。

4. 有事における民事及び刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

#### 8. 情報開示について

当社は、皆様に当社をご理解いただくために、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。

#### (1) ホームページ

当社のホームページでは、お客様向けにトピックス、商品、サービス、各種手続き、資料請求等についてご案内しております。

#### (2) ディスクロージャー資料

当社の業務および財務状況等についてご理解いただくために、毎年「まごころ 少額短期保険の現状」を作成しております。

#### (3)会社案内

会社概要を簡潔に説明した冊子を作成しております。

#### 9. 指定紛争解決機関(ADR機関)について

金融 ADR 制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続きのことであり、 金融商品やサービスの苦情に対し的確に対応し、利用者保護の充実を図るこ とを目的としたものです。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受け た指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約してい ます。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談、または、解決の申立てを行う事ができます。同協会内に設置されている「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)が窓口です。

#### 少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL:(フリーダイヤル) (0120) 82-1144

FAX: (03) 3297-0755

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

# Ⅳ 財産の状況

# 1. 計算書類

(1)貸借対照表

	令和 4	- 年度	令和 5 年度		
科目	令和 5 年 3 月		令和 6 年 3 〕		
	金 額(千円)	構成比(%)	金 額(千円)	構成比(%)	
(資産の部)					
現金及び預貯金	109,129	69.9	105,551	68.8	
現金	18	0.0	18	0.0	
預貯金	109,111	69.9	105,533	68.8	
有形固定資産	1,535	1.0	1,240	0.8	
無形固定資産	2,842	1.8	4,877	3.2	
ソフトウェア	2,842	1.8	4,877	3.2	
再保険貸	13,818	8.8	15,387	10.0	
その他資産	13,831	8.9	11,396	7.4	
未収金	7,935	5.1	7,123	4.6	
前払費用	753	0.5	808	0.5	
預託金	3,713	2.4	3,431	2.2	
仮払金	1,430	0.8	34	0.0	
供託金	15,000	9.6	15,000	9.8	
資産の部 合計	156,155	100.0	153,451	100.0	
(負債の部)					
保険契約準備金	51,162	32.8	26,823	17.5	
支払備金	3,419	2.2	2,367	1.5	
責任準備金	47,743	30.6	24,456	15.9	
代理店借	34	0.0	47	0.0	
再保険借	36,042	23.1	24,955	16.3	
その他負債	25,118	16.1	29,618	19.3	
借入金	20,600	13.2	24,500	16.0	
未払法人税等	_	_	_	_	
未払金	3,657	2.3	4,032	2.6	
未払費用	441	0.3	389	0.3	
預り金	420	0.3	696	0.5	
負債の部 合計	112,355	72.0	81,443	53.1	
(純資産の部)					
資本金	100,000	64.0	100,000	65.2	
資本剰余金	100,000	64.0	100,000	65.2	
資本準備金	100,000	64.0	100,000	65.2	
利益剰余金	△156,200	△100.0	△127,992	△100.0	
利益準備金	_			_	
その他利益剰余金	△156,200	△100.0	△127,992	△100.0	
繰越利益剰余金	△156,200	△100.0	△127,992	△100.0	
純資産の部 合計	43,800	28.0	72,008	46.9	
負債・純資産の部 合計	156,155	100.0	153,451	100.0	

#### (2)損益計算書

令和 4 年度 令和5年度 科 令和4年4月1日から 令和5年4月1日から 令和5年3月31日まで 令和6年3月31日まで 経常収益 384,211 324,584 保険料等収入 382.416 300,242 267,605 208,882 保険料 再保険収入 114.810 91.360 回収再保険金 16,411 19,398 96,119 71,584 再保険手数料 再保険返戻金 2.280 378 支払備金戻入額 1,052 責任準備金戻入額 23.286 資産運用収益 1 1 利息及び配当金収入 1 1 その他経常収益 922 290.742 経常費用 366.093 保険金等支払金 196,005 156,624 保険金・給付金 24,266 28,116 解約返戻金 3,237 540 127.967 再保険料 168.502 責任準備金等繰入額 19,658 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 19.658 資産運用費用 事業費 150,431 134,118 営業費及び一般管理費 148.928 132.552 税金 120 7 1,382 1,560 減価償却費 その他経常費用 18.118 33.842 経常利益(経常損失) 特別利益 固定資産等処分益 その他特別利益 特別損失 契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益(同当期純損失) 18,118 33,842 法人税及び住民税 655 139 法人税等調整額  $\triangle 4,878$ 5,495 法人税等合計  $\triangle 4.223$ 5.634 当期純利益(当期純損失) 22,341 28,208

# (3)キャッシュ・フロー計算書

		(平位・111)
	令和 4 年年度	令和 5 年年度
科目	令和4年4月1日から	令和5年4月1日から
	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和6年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ·フロー	007.005	000.000
保険料の収入	267,605	208,882
再保険による収入	114,810	91,360
保険金等支払による支出	△24,266	△28,116
解約返戻金等支払による支出	△3,237	△540
再保険料支払による支出	△168,502	△127,967
事業費の支出	△165,867	△134,118
その他	_	△11,346
小計	35,979	△1,845
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	_	_
契約者配当金の支払額	_	_
その他	_	_
法人税等の支払額	4,223	△5,634
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,767	△7,478
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	_	_
有価証券の売却・償還による収入	_	_
有形固定資産の取得による支出	_	_
有形固定資産売却による収入	_	_
その他	_	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	_	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	_	_
借入金の返済による支出	△6,100	3,900
株式の発行による収入	_	_
配当金の支払額	_	_
その他	_	_
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,100	3,900
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,667	△3,578
VI現金及び現金同等物期首残高	90,462	109,111
Ⅷ現金及び現金同等物期末残高	109,129	105,533

# (4) 株主資本等変動計算書

# ①令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)(単位:千円)

			株主	資本			
		資本剰	自余金	利益剰	自余金		
				その他利		株主資本	純資産
	資本金	資本	資本剰余	益剰余金	利益剰余	株主貝本     合計	合計
		準備金	金合計	繰越利益	金合計		
				剰余金			
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△178,540	△178,540	△178,540	21,460
当期変動額							
新株の発行	_	_	_	_	_	_	_
当期純利益	_	_	_	22,340	22,340	22,340	22,340
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計		_	_	22,340	22,340	22,340	22,340
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△156,300	△156,200	△156,200	43,800

# ② 令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)(単位:千円)

			株主	資本			
		資本乗	自余金	利益剰	自余金		
				その他利		株主資本	純資産
	資本金	資本	資本剰余	益剰余金	利益剰余	株主貝本     合計	合計
		準備金	金合計	繰越利益	金合計		
				剰余金			
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△156,200	△156,200	43,800	43,800
当期変動額							
新株の発行	_	_	_	_	_	_	_
当期純利益	_	_	_	28,208	28,208	28,208	28,208
自己株式の処分	1	ı	_	1	_	_	_
当期変動額合計		_	_	28,208	28,208	28,208	28,208
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△127,992	△127,992	72,008	72,008

2. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)(単位:千円)

	令和 4 年度	令和5年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	56,692	85,118
① 純資産の部の合計額(繰延資産控除後の額)	43,800	72,008
② 価格変動準備金	_	_
③ 異常危険準備金	7,892	8,109
④ 一般貸倒引当金	_	_
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は 100%)	_	_
⑥ 土地の含み損益 (85%又は 100%)	_	_
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	_	_
⑧ 将来利益	_	_
⑨ 税効果相当額	_	_
⑩_負債性資本調達手段等	5,000	5,000
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの(10 (a))	5,000	5,000
告示(第 14 号)第 2 条第 3 項第 5 号口に掲げるもの(10 (b))	_	_
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2] + R_3 + R_4}$	7,969	6,133
保険リスク相当額	7,373	5,497
R1 一般保険リスク相当額	7,373	5,497
R4 巨大災害リスク相当額	_	_
R2 資産運用リスク相当額	2,160	2,152
価格変動等リスク相当額	_	_
信用リスク相当額	1,091	1,056
子会社等リスク相当額	_	_
再保険リスク相当額	931	942
再保険回収リスク相当額	138	154
R3 経営管理リスク相当額	286	230
(3) ソルベンシー·マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	1,422.9%	2,775.8%

- 3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益
- (1)有価証券

該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。



まごころ少額短期保険の現状 2024 令和6年(2024年)6月発行 まごころ少額短期保険株式会社 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 TEL 045-392-5303(代表) https://www.magocoro-ins.com